

# ニュースリリース

平成 23 年 11 月  
福井県小浜市大手町 9 - 2 0  
小 浜 信 用 金 庫

## 信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期預金の募集金額増額について

小浜信用金庫(理事長 森下充)では、本年が信用金庫法施行 60 周年(同法は 1951 年 6 月 15 日施行)の年であることから、60 年の感謝を込めて長年ご愛顧いただいている地元のお客様への日頃のお礼と地域貢献の継続的な取組みを行うために、「信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期預金」を 10 月 3 日より発売しておりますが、大変ご好評をいただき当初募集金額 30 億円に達しました。

しかしながら、お客様からのご要望も非常に多いことから、当初の募集金額より更に 30 億円増額し、募集金額 60 億円で 12 月 30 日まで引続き募集を行ないます。

### 記

発売期間 平成 23 年 10 月 3 日(月)~12 月 30 日(金)

[信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期預金]

1. 募集金額 60 億円(当初募集金額 30 億円)

募集金額 60 億円に達した時点で締め切らせて頂きます

2. 特 徴 特別金利 年 0.35%(税引後 年 0.28%)

期 間 1 年

平成 24 年 3 月 31 日現在のこの商品の預金残高の 0.01%相当分を、当金庫が負担し地元への貢献から地域 4 市町の団体等へ寄付を行います。

店頭には、商品概要説明書をご用意しております。

以 上

# 信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期預金

平成 23 年 11 月 10 日現在

商 品 名	・ 信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期預金
募 集 期 間	・ 平成 23 年 10 月 3 日～平成 23 年 12 月 30 日 (募集金額 60 億円に達した時点で締め切らせて頂きます)
販 売 対 象	・ 個人のみ
期 間	・ 定型方式……1 年 ・ 自動継続となります。
募 集 金 額	・ 60 億円 (当初 30 億円)
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 10 万円以上 1,000 万円未満 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利  (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 ・ 当初預入期間 (1 年) のみ特別金利を適用します。 ・ 継続後の金利は、継続日におけるスーパー定期預金 1 年もの店頭表示利率とします。継続日以降は信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期預金としては取扱いません。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
税 金	・ 利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
手 数 料	_____
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ 「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率) ・ マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
中 途 解 約 時 の 取 扱	・ 原則として満期前に解約することはできません。 ・ 満期前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。

金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利については窓口へご照会ください。</li> </ul>
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120 - 370 - 744）にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。</li> </ul>
寄付の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客様よりお預けいただいた平成24年3月31日の本定期預金残高の0.01%に相当する金額を、小浜信用金庫より経費支出して、地元への貢献から地域4市町の団体等へ寄付させていただきます。</li> </ul>
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の対象預金となります。</li> <li>・ 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。</li> </ul> <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>